

常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学におけるオープンアクセス方針

(趣旨)

1. 常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）は、本学での研究・教育活動によって得られた成果を学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、広く社会へ還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、常磐大学・常磐短期大学学術リポジトリ（以下「常磐リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由で常磐リポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教職員本人からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(常磐リポジトリへの登録)

5. 教職員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録および公開等リポジトリに関する事項は、別に定める。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。